

I 青森県工事検査要領

【平成30年4月1日以降】

青森県工事検査要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、青森県が発注する土木工事、建築工事及び設備工事（以下「工事」という）の検査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

第2条 検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

1. 完成検査

(1) 建設工事請負契約書第31条（検査及び引渡し）の規定に基づき、工事の完成を確認するための検査

(2) 請書第2条第2項に基づき、工事の完成を確認するための検査

2. 指定部分完了検査

建設工事請負契約書第38条（部分引渡し）の規定に基づき、工事目的物について、甲が設計図書において工事の完成に先だって引き渡しを受けるべきことを指定した部分の完了を確認するための検査

3. 修補完了検査

(1) 建設工事請負契約書第31条第5項（検査及び引渡し）の規定に基づき、修補を命じた工事の完了を確認するための検査

(2) 請書第2条第4項に基づき、修補の完了を確認するための検査

(3) 建設工事請負契約書第40条（かし担保）の規定に基づき、修補を請求した工事の修補部分の完了を確認するための検査

4. 出来形検査（既済検査）

建設工事請負契約書第37条（部分払）の規定に基づき、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品を確認するための検査

5. 中間検査

設計図書において定められた工種の施工段階において、その適正な施工を確保するための検査

(検査の区分)

第3条 検査は、次の区分における1件の請負工事設計額により、本庁及び駐在職員が行うものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときには、この限りでない。

区 分	本庁職員	駐在職員	備 考
土 木	1億円以上	1億円未満	東青地区はすべて本庁職員が行う
建 築 設 備	すべての工事		
そ の 他	農林水産部、県土整備部 所管以外の県の公所からの依頼による検査		

※ 区分で土木工事の中間・出来形検査は、すべて駐在職員が行うものとする。（東青地区は除く）

(検査の依頼)

第4条 契約担当者は、検査依頼(第1号様式)に検査箇所表(第2号様式)を添付し、総務部工事検査課長に前月の25日までに依頼するものとする。

- 2 契約担当者は、検査箇所に変更(追加、取下げ等)があった場合は、その都度検査変更依頼(第1-1号様式)に変更内容を記した検査箇所表(変更)(第2-1号様式)を添付し、工事検査課長に依頼するものとする。

(検査者の任命等)

第5条 工事検査課長は、前条の依頼があったときは、工事検査課の職員の中から検査者を選定し、検査執行通知(第3号様式)に検査箇所表(第4号様式)、又は検査執行変更通知(第3-1号様式)に検査箇所表(変更)(第4-1号様式)を添付のうえ、契約担当者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により土木、建築及び設備の各工事にあつては、検査を厳正かつ的確に行うことができると認められる者の中から、その都度、工事検査課長が選定し、通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 3 工事検査課長は、検査者を変更するときは、検査執行変更通知(第3-1号様式)に検査箇所表(変更)(第4-1号様式)を添付のうえ、契約担当者に通知するものとする。

(検査の実施)

第6条 検査は、監督員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として契約図書(契約書及び設計図書)と対比し、下記により行うものとする。

1. 検査項目

- (1) 工事実施状況の検査
- (2) 出来形の検査
- (3) 品質の検査
- (4) 出来ばえの検査

2. 青森県土木工事検査基準

- (1) 出来形検査基準
- (2) 品質検査基準(別紙-コンクリート強度及び保水検査基準を含む。)

3. 検査者の心得

検査者は、実地及び資料に基づき事実を正しく判断して厳正に検査を行うものとする。また、破壊検査については必要最小限にとどめるよう心がける。

4. 検査にあたっては、出来形管理図表に現地実測による検査値、検査位置等を記入して、検査結果を記録するものとする。

ただし、建築工事及び設備工事については、出来形管理図表の記入は原則的に対象外とする。

5. 検査結果については、請負工事成績評定を行うものとする。

- (1) 工事成績採点表 (工事成績評定要領の第1号様式)
- (2) 細目別評定点採点表 (工事成績評定要領の第2号様式)
- (3) 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表 (工事成績評定要領の第3号様式)

(4) 工事成績評定表 (工事成績評定要領の第4号様式)

ただし、工事成績評定を省略した工事は対象外とする。

(検査調書等の交付)

第7条 検査者は、検査を完了したときは、検査調書(第6号様式)〔第2条第3項第3号の建設工事請負契約書第40条(かし担保)の検査にあたっては、検査調書(第6-1号様式)、また中間検査にあつては、中間検査調書(第7号様式)〕を作成し、検査確認資料〔検査値を記入した出来形総括表(第5号様式)〕とともに、契約担当者に交付するものとする。この場合において、完成検査、指定部分完了検査及び修補完了検査で工事目的物が検査に合格しなかった場合における検査調書には、修補すべき事項を詳細に記載するものとする。

(復 命)

第8条 検査者は、検査を完了したときは、速やかに青森県知事に対し、検査復命書(第8号様式)に検査調書(中間検査にあつては、中間検査調書)、出来形総括表、工事成績採点表(工事成績評定要領の第1号様式)及び工事成績評定表(工事成績評定要領の第4号様式)の写しを添付のうえ復命するものとする。

ただし、建築工事及び設備工事は、出来形総括表については原則的に対象外とする。

なお、建築工事及び設備工事について、検査を完了したときは、工事完成写真(中間検査にあつては、検査対象部位を表した図面)を添付するものとする。

また、工事成績評定を省略した場合は、工事成績採点表及び工事成績評定表の写しは、添付は不要とする。

付 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

この要領は、平成13年12月1日から施行する。

この要領は、平成14年7月1日から施行する。

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年2月1日から施行する。

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年1月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

第1号様式

第 号
年 月 日

総務部工事検査課長 殿

(契約担当者)

検 査 依 頼

月分を取りまとめたので、検査をお願いします。

記

1 月分検査箇所表

第1-1号様式

第 号
年 月 日

総務部工事検査課長 殿

(契約担当者)

検 査 変 更 依 頼

月分の検査に変更が生じたので、お取り計らいください。

記

1 月分検査箇所表 (変更)

第3号様式

第 号
年 月 日

(契約担当者) 殿

総務部工事検査課長

検 査 執 行 通 知

別紙のとおり検査するので、関係者に周知させてください。

記

- 1 月分検査箇所表

第3-1号様式

第 号
年 月 日

(契約担当者) 殿

総務部工事検査課長

検 査 執 行 変 更 通 知

別紙のとおり変更するので、関係者に周知させてください。

記

- 1 月分検査箇所表 (変更)

検 査 調 書

検査者
所属
職氏名

㊞

下記のとおり検査をしました。

番 号	第 号
契 約 件 名	工事
工 事 場 所	
契 約 金 額	¥.
契 約 者	
契 約 年 月 日	年 月 日
履 行 期 限	年 月 日
履 行 年 月 日	年 月 日
完 成 届 書 受 理 月 日	年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
出 来 形 の 割 合	%
出 来 形 検 査 請 求 日	年 月 日
検 査 立 会 者 職 氏 名	
検査意見	

検 査 調 書

検査者
所属
職氏名

⑩

下記のとおり検査をしました。

修補対象工事	番 号	第 号
	契 約 件 名	工 事
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	¥.
	契 約 者	
	検 査 年 月 日	年 月 日
	引 渡 年 月 日	年 月 日
修補請求工事	番 号	第 号
	請 求 年 月 日	年 月 日
	履 行 期 限	年 月 日
	完 了 履 行 年 月 日	年 月 日
	完 了 届 書 受 理 月 日	年 月 日
	検 査 年 月 日	年 月 日
	検 査 立 会 者 職 氏 名	
<p style="margin-top: 0;">検査意見</p>		

中間検査調書

検査者
所属
職氏名



下記のとおり検査をしました。

番 号	第 号		
契 約 件 名	工 事		
工 事 場 所	地 内		
契 約 者		契 約 金 額	¥.
契 約 年 月 日	年 月 日	工 期	年 月 日 年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日	検 査 立 会 者 職 氏 名	
検 査 意 見			

第8号様式

総務部長	工事検査課長	検査監	課員
総務部次長	課長代理	駐在代表	課員（駐在）

年 月 日

青森県知事 殿

検査者
所 属
職氏名

検 査 復 命 書

下記工事を検査したところ概要は次のとおりでした。

検査区分	検査	番 号	第 号
契約件名	工 事		
工事場所			
検査場所			
契約金額	¥.		
契 約 者			
検査年月日	年 月 日		
出張期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
摘 要			

青森県工事検査要領の運用について

1. 検査の予定表について

- (5) 契約担当者は、検査予定表等作成ファイルを利用し、検査予定表原稿を前月の20日までに作成するものとする。
- (6) 契約担当者は、検査希望年月日について、現場の状況を十分把握し、契約者と調整を行って決定するものとする。

2. 検査依頼について

第4条第1項の検査箇所表（第4号様式）は、本庁検査分と駐在検査分を別業にするものとする。

3. 軽微な検査日程の変更について

- (1) 検査予定年月日が当日を含め5日以内の変更の場合は、契約担当者は事前に検査者に連絡するものとし、検査者は検査の時に、検査箇所表の備考欄にその理由を簡潔に記入するものとする。
- (2) 検査予定年月日が当日を含め5日以内の変更の場合、土曜日・日曜日・祝祭日は算入しないものとする。
- (3) 変更検査予定年月日は、検査予定月を越えることはできないものとする。
- (4) 変更理由は、下記のとおりとする。
 - ① 気象状況（台風、強風、大雨、津波、豪雪等）による。
 - ② 検査対象工事の完成日による。
 - ③ 監督員のやむを得ない事情による。
 - ④ 検査者のやむを得ない事情による。

4. 検査執行通知について

検査予定年月日を決定するにあたり、出来る限り契約担当者からの希望年月日を尊重するものとする。

5. 中間検査の取り扱いについて

- (1) 土木工事に係る中間検査は、別紙1により取り扱うものとする。
- (2) 建築・設備工事に係る中間検査は、別紙2により取り扱うものとする。

6. 完成検査の取り扱いについて

- (1) 土木工事の本庁職員の完成検査区分において、中間検査を執行済みで、完成検査時に仮設物の撤去確認等出来形の実測を伴わない工事は、駐在職員が行うものとする。
（東青地区は除く）
- (2) 中間検査済の工事の完成検査において、仮設物の撤去確認等、出来形の実測を伴わない以下の場合のいずれかに該当する以外は、現場確認を実施するものとする。
 1. 波浪等の気象状況により、現場確認が困難
 2. 写真（仮設物の撤去・搬出等の確認状況）による確認が可能

7. 混合種類（土木、建築、設備）工事の検査について

- (1) 該当工事の種類検査者を任命し、通知するものとする。

- (2) 請負工事成績評定は、代表的な工事の種類のみについて行うものとする。
- (3) 検査者は、連名の検査調書を交付するものとする。
- (4) 検査者は、連名により復命するものとする。

付 則

- この運用は、平成 13 年 10 月 4 日から施行する。
- この運用は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- この運用は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。
- この運用は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。
- この運用は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- この運用は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- この運用は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。
- この運用は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- この運用は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- この運用は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。
- この運用は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

土木工事中間検査

1. 中間検査は、完成検査時に出来形、品質の検査が著しく困難と予想される場合に行うものとする。

検査方法等は完成検査に準じて行うものとし、中間検査の工種及び検査時点は次のとおりとする。

(1) 路盤工

道路改良工事等と同時期に舗装新設工事を実施する場合、道路改良工事等の路盤完了時点で検査する。(路盤工と舗装工が別契約の場合とする。)

(2) 橋梁工

現場製作のポストテンション桁は架設前に適宜検査する。

(3) 海岸、港湾工事等の異形ブロック、魚礁ブロック等

製作完了時又は据付前に検査する。(ただし、水中部に据付される等完成検査時に確認が困難な場合とし、工場製品は除く。)

(4) 港湾工事のケーソン工

製作完了時又は据付前に検査する。

- (5) 橋脚や橋梁補修等、足場等の仮設物を撤去すると完成検査が困難となる工事で、当該仮設物の片付け、撤去が当該設計図書に含まれる場合は、当該仮設物の撤去前に検査する。

(ただし、監督員の指示に従って存置したハシゴ等の簡易な足場は除く。)

- (6) 同一現場で別契約の工事をする時は、工事完了時点で検査する。

- (7) その他、特に中間検査が必要と認められた場合、適宜行うものとする。

建築・設備工事中間検査

中間検査は、完成検査時に出来形、品質の確認が困難と予想される場合に行うものとし、その場合の検査対象及び検査時期は次のとおりとする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

1. 新営工事の場合

中間検査対象	検査時期	
	建築工事	設備工事
①RC造（SRC造含む）にあつては、3階建て以上のもの又は延べ面積が500㎡を超えるもの	①基礎工事完了時 ②躯体工事完了時 (原則1階)	①機材が天井仕上げ等で隠ぺいされる前（原則1回） ②完成検査前に主要な機器が水没（下水道の水中ポンプなど）又は不可視されるもの
②S造にあつては、3階建て以上のもの又は延べ面積が500㎡を超えるもの並びに20mを超えるスパンを有するもの	①基礎工事完了時 ②鉄骨建方完了時	
③W造にあつては、延べ面積が500㎡を超えるもの	①軸組完了時	
④用途、構造及びその他の事由により必要と認められるもの（特記仕様書で明記）	①基礎工事完了時 ②躯体工事完了時	

※ 上記の中間検査対象において、屋根等の主要な工事部分について、工事施工中の仮設足場がなければ確認が困難と予想される場合は、仮設足場撤去前に行うものとする。

2. 改修工事の場合

- (1) 建築工事について、躯体の改修及び補強が工事に含まれ、仕上げ工事により品質の確認が困難と予想される場合は、改修・補強工法の施工完了時に行うものとする。
- (2) 屋根等の主要な工事部分について、工事施工中の仮設足場がなければ確認が困難と予想される場合は、仮設足場撤去前に新営工事に準じて行うものとする。
- (3) 設備工事については、新営工事に準じて行うものとする。

3. その他

1. ④において、特に中間検査が必要と認められる場合は、工事発注者が工事検査課と協議の上、適宜行うものとする。

(H23. 4. 1 改定)